

# 令和元年度事業計画

## 1 基本方針

シルバー人材センターは、「高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに地域社会の活性化に貢献する」という使命に基づき、「自主・自立、共働・共助」の理念のもと、各会員が自覚を持ち、会員同士が協調しながら質の高い就業に努め、市民の期待に応えていきます。

就業の確保・拡大は、健全で安定した運営のために主要な課題となっていますが、現在の社会経済状況下では、企業からの新規受託は期待できず、一方では会員の高齢化が進み、就業機会の確保に向けて、あらゆる機会を捉え情報の収集を図り、市及び一般家庭、事業所等を対象に就業場所の開拓に努めます。

市の事業については、指定管理施設における市民サービス向上の管理運営を目指し、さらには公共事業での適正運営に努めます。

民間事業については、剪定、除草、襖・障子張りなど一般家庭からの受注が一定量確保されていますが、就業会員の高齢化による人材の確保、受注体制の整備などが急務となっており、将来にわたり安定した需給バランスが保てるよう努めます。

また、独自事業として定着してきたふれあい農園、高齢者生活支援事業等の内容充実を図るとともに、新規独自事業の開拓を進めます。

センター業務については、前年度と同様に適正就業及び安全就業対策の徹底を図り、事故の撲滅に努めます。また、当センターのPR活動も積極的に行い、会員の拡大に力を注ぎ、センター運営の改善、事務事業の効率化により経費の削減に努め財政基盤の安定を図るとともに東支所の老朽化については、市との協議を進めます。

平成31年度においても、更なる市民サービスの向上を目指し、会員一人ひとりの意識の高揚を図るとともに、第2次5か年事業計画の3年目としての基礎固めを進めます。

以上の基本方針をもとに、健全かつ安定した運営を図ります。

## 2 事業実施計画

### (1) 事業の普及啓発

センターの仕組み、事業内容を市民及び市内事業所等に広く浸透

させるため、次の施策を行います。

- ① 「シルバーだより」を年2回、市広報紙に折り込み、市内全世帯へ配布します。
- ② 「事業普及啓発促進月間」と「会員・就業拡大月間」を10月に集約し、運動の強化を図り、事業所等の就業先にチラシ等を配布するとともにセンターの啓発看板やチラシ等を作成、配布し事業の啓発及び会員募集を推進します。
- ③ 市主催等のイベント（フェスティバル、商工祭及び老人クラブの例会等）に、女性部会、木工部会及びふれあい農園部会が積極的に参加しセンター事業の啓発を推進します。
- ④ センターの活動状況を、随時マスメディアへ提供するとともに、ホームページを適宜更新します。

## (2) 会員の入会促進

シルバー事業の拡充、発展のため、第2次5か年事業計画に基づく会員数の目標を達成するため、次の施策を行います。

- ① 北名古屋市循環バス車内及び公共施設に会員募集広告を掲出します。
- ② センターの機関紙「シルバーだより」及び定期的に市広報紙に会員募集を掲載します。
- ③ 「会員1人新規1人確保」運動を展開するとともに、「仕事、会員紹介カード」を引き続き実施します。
- ④ 定例の入会説明会を、毎月第3水曜日に開催するとともに、高齢者の就業相談を行います。
- ⑤ 市等主催の各種イベント（フェスティバル及び商工祭等）で、会員の入会勧奨を行います。
- ⑥ 老人クラブ、社会福祉協議会など関係組織、団体と連携を取り、会員の入会案内を行います。
- ⑦ 会員の退会抑止を図るため、前年度から始めたゴールド会員制度を引き続き行います。

## (3) 就業機会の拡大

広く一般家庭、事業所、公共団体に高齢者の就業に適した仕事の提供を働きかけるとともに、地域のニーズに合った独自事業等を拡大し、より多くの会員に就業機会を提供できるよう、次の施策を行います。

- ① 市内事業所等の就業開拓を積極的に行います。
- ② 公共事業（委託業務等含む。）の発注項目、件数の増加を、市に要望していきます。
- ③ 「ふれあい農園部会」では、会員の就業拡大と地産地消を進めます。
- ④ 「女性部会」と「木工部会」の事業拡大を支援します。
- ⑤ 「高齢者生活支援部会」の事業拡大を支援し、地域に密着した運営を行います。
- ⑥ 市が実施する「市民主体型訪問サービス事業」及び「空き家等対策事業」への就業機会の拡大に努めます。
- ⑦ 毎月発行の「シルバーニュース」を、有効活用し就業機会の拡大に努めます。
- ⑧ 会員の就業相談会を行い、ニーズに合った就業機会を提供します。

#### (4) 適正就業の推進

公益社団法人として、法令遵守を第一に適正就業に努め、安心して働ける環境づくりを推進できるよう、次の施策を行います。

- ① 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会の提供に努めます。
- ② より多くの会員が就業できるよう、多業種にわたる魅力ある就労先の就業開拓に努め、未就業者の就業機会の確保に努めます。

#### (5) 安全就業の推進

センター事業の就業中及び就業途上における「事故ゼロ」を目指し、会員一人ひとりの安全意識を高めるため、次の施策を行います。

- ① 7月、1月を「安全就業強化月間」に指定し、期間中、安全意識の高揚と安全就業の普及啓発活動を行います。
- ② 就業現場の安全パトロールを、4回以上実施します。
- ③ 熱中症予防について、情報提供を行います。
- ④ 安全標語の募集を行い、安全意識の啓発、高揚を図ります。
- ⑤ 高齢者の車の運転による事故が増加していることから、運転に従事する会員等を対象に安全運転講習会等を開催します。
- ⑥ 「シルバーニュース」等に事故情報、季節に合わせた安全就業情報等を掲載します。
- ⑦ 事故発生の場合は、「事故防止調査」を行い、再発防止策を進めます。

- ⑧ 会員の過失割合の大きな事故の場合は、再発防止等のため、ペナルティを検討していきます。

**(6) 北名古屋市の施設の管理運営**

市より指定管理者の指定を受けた施設（憩いの家とくしげ、高齢者活動センターしあわせの家、同ふれあいの家）は、適正な施設管理、高齢者の生きがい活動の場及び地域社会との交流の場となるように、市と連携を図り運営します。

**(7) シルバー派遣事業の推進**

高齢者に対し、より多様な就業機会を確保し、提供するため、県シ連が実施主体（派遣元事業主）である労働者派遣事業をセンターの実施事業所として次の施策を実施します。

- ① 請負ではできない就業（就業先で指揮や命令を受けて行う就業等）は、派遣事業とし、就業形態の適正化を行います。
- ② 市内事業所等の就業開拓を積極的に行います。

**(8) 職業紹介事業の推進**

臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る）を希望する高齢者に対し、職業紹介事業を行います。

**(9) ボランティア活動の推進**

市等主催のごみゼロ運動、合瀬川等の清掃活動、小学校への講師派遣などに参加し、地域社会に貢献します。

**(10) 組織の充実強化**

シルバー人材センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」の実現に向け、理事会、各種委員会及び地域班等の組織活動の充実と活性化に努めるとともに、会員の自主運営による会員互助会を積極的に支援し会員の親睦、交流を図ります。

また、センター事務を円滑・効率的に遂行するため、組織や職務内容の改善・検討に努め、事務所の執務環境の整備・改善を図ります。